

弔慰見舞規程

(目的)

第1条 この規程は、名古屋東支部会員（以下「会員」という）の弔慰見舞の取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、会員に次の事由が生じた場合に適用する。

- ① 本人、配偶者、子（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間に限る、以下同じ）、同居の父母（本人及び配偶者の父母）及び別居の父母（本人の父母に限る）が死亡したとき
- ② 本人が加療のため、引き続き2週間以上入院（検査入院は含まない）したとき又は1か月以上業務を遂行することができなかつたとき

(弔慰見舞の範囲)

第3条 この規程に定める弔慰見舞とは、次のものとする。

- ① 弔慰見舞金
- ② 供花

(弔慰見舞金の額)

第4条 弔慰見舞金の額は、次のとおりとする。

- ① 弔慰金
 - イ. 本人死亡の場合 10,000円
 - ロ. 配偶者、子および父母（配偶者の父母については同居に限る）死亡の場合 5,000円
- ② 見舞金
本人が加療のため、引き続き2週間以上入院（検査入院は含まない）したとき又は1か月以上業務を遂行することができなかつたとき 5,000円

(弔慰見舞金の請求)

- 第5条 会員に第2条に定める事由が生じた場合は、本人（本人死亡の場合は親族を代表する者）またはその代理人が、支部長に対し弔慰見舞金の請求をするものとする。なお、事由が発生した日より3ヶ月以内に支給請求がなかった場合は、支給請求権を放棄したものとみなす。
2. 支部長は、前項の弔慰見舞金の請求があつた場合は、その事実を確認し、遅滞なく支給するものとする。なお、葬儀前の弔慰金請求の場合は、原則、香典として支給する。
 3. 当該会員が会費及び特別会費（以下「会費等」という）を滞納している場合は、納入が完了するまでその支給を停止する。
 4. 当該会員が会員権停止中の場合は、弔慰見舞金は支給しない。

(供花)

第6条 会員が死亡した場合は、支部名にて、供花1対(2基)の贈呈をする。

(供花の請求)

第7条 会員が死亡した場合は、親族を代表する者またはその代理人が、支部長に対し供花を請求するものとする。なお、葬儀終了後の場合は、供花(相当額)を請求することはできない。

2. 支部長は、前項の供花の請求があった場合、その事実を確認し、葬儀前に葬儀場へ届くように手配するものとする。

3. 当該会員が会費等を滞納している場合は、供花は行わない。

4. 当該会員が会員権停止中の場合は、供花は行わない。

(重複時の取扱)

第8条 同一人の死亡により、複数の会員が弔慰金適用対象者となった場合は、弔慰金をそれぞれの会員に支給する。

附 則

本規定は、平成16年4月20日制定施行する。

平成18年4月20日一部改正し、
平成18年1月19日に遡及して施行する。

平成28年4月19日一部改正し、
平成28年4月 1日に遡及して施行する。

本規程は、幹事会の議決を経て変更することができるものとする。

訃報連絡の範囲

1. 訃報の連絡範囲は、下記の者が死亡した場合について、メールアドレス登録支部会員およびFAX番号を本会に届け出ている支部開業会員に連絡をする。

- ① 支部会員
- ② 支部会員の家族（配偶者、子および父母）
- ③ 他支部の開業会員

ただし、葬儀終了後の取扱いは、この限りではない。

また、必要に応じ支部長の判断にて、特別な取り扱いを行うことがある。

2. 上記1. の場合以外は、特に連絡しない。

平成27年8月6日幹事会にて、変更承認。